

関東大学女子軟式野球連盟 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は関東大学女子軟式野球連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は学生女子野球の健全な発達を図り、野球を通じて健全な身体と品性を培い、併せて加盟大学相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は第2条の目的を達成するため、下記の事業を行なう。

- (1) 春季・秋季戦
- (2) 全日本大学女子野球選手権大会への参加の協力
- (3) 全日本大学女子野球連盟関東支部としての事業
- (4) 学生女子野球の指導奨励
- (5) その他連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

(加盟大学)

第4条 本連盟の加盟大学は、学校教育法による大学、またはこれに準ずる大学で、かつ当該大学が大学を代表する部であると認めた女子野球チームとする。

(組織)

第5条 本連盟は原則として関東地区内にある大学のチームによって組織する。

2. 加盟大学は原則として同一大学単位で編成したチームとする
3. 本連盟運営のために、第3章に定める役員を設ける

(加盟大学の遵守)

第6条 加盟大学は次のことを遵守しなければならない。

- (1) 毎年定められた日にちまでに登録選手名簿を提出すること
- (2) 毎年定められた日にちまでに本連盟維持費を納入すること

(加盟)

第7条 加盟希望大学は、加盟申請書類として、監督者名簿・チームの沿革および活動状況について記した書類を会長へ提出する。会長はこれを理事会に付議し、理事会は加盟大学となる資格についての可否を決定する。

(脱退)

第8条 加盟大学が本連盟から脱退しようとするときは所定の書類にその理由を明記し、会長に提出しなければならない。

第3章 役員

(理事の選出)

第9条 理事は加盟大学の代表1名をもって構成する。

2. 大学を代表とする理事は原則として教職員とする。
3. 理事会の推薦より9条-1以外に若干名を理事に加えることができる。
4. 理事会は次の各号に掲げる理事を選出する。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |

(会長の選出および任務)

第10条 会長は理事の中から理事会において選出する。

2. 会長は本連盟を代表して会務を総括する。

(副会長の選出および任務)

第11条 副会長は理事の中から理事会において選出する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

(事務局長の選出および任務)

第12条 事務局長は理事の中から理事会において選出する。

2. 事務局長は会務全般の運営にあたる。

(会計の選出および任務)

第13条 会計は理事の中から理事会において選出する。

2. 会計は予算および決算の原案を作成し、これを理事会に諮るとともに、金銭の出納を管理する。

(理事の任期)

第14条 理事の任期は2年とする。ただし、各役員の再任および重任は妨げない。

(学生委員の選出)

第15条 学生委員は加盟大学の代表1名をもって構成する。

(学生委員長の選出)

第16条 学生委員長は学生委員の中から学生委員会において選出する。

(学生副委員長の選出)

第17条 学生副委員長は学生委員の中から学生委員会において選出する。

(学生委員長および学生副委員長の任期)

第18条 学生委員長および学生副委員長の任期は1年とする。

(役員の欠員補充)

第19条 役員に欠員が生じた場合は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。た

だし、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(理事会)

第20条 理事会は、本連盟の最高意思決定機関で、定期理事会と臨時理事会の二つとする。

2. 理事会は、会長が招集する。
3. 理事会は、毎年定期に開催し、予算・決算・その他重要事項を審議決定する。
4. 臨時理事会は、会長が必要と認めた場合、役員³分の2以上の要請があった場合に召集する。
5. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(学生委員会)

第21条 学生委員会は学生委員長が随時招集し、主として試合に関する事項について審議決定する。

2. 学生委員会の議長は学生委員長がこれにあたる。

(会議の成立および決議)

第22条 会議は、全理事または委員³分の2が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

2. 会議の議事は、出席理事または委員の過半数でこれを決する。

第5章 会 計

(会計)

第23条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 事 務 局

第24条 本連盟に事務局を置く。

2. 事務局の運営等に関しては別に定める。

第7条 罰 則

第25条 加盟大学または加盟大学に所属する部員が本連盟の規約および施行規則に違反したときは、理事会で審議の上、次のように処分する。

- (1) 正当な理由なくして本規約の第6条に定められたことを怠った場合は、除名または出場停止
- (2) 本連盟の体面を傷つけるような言動をした者は除名
- (3) 規約および施行規則に違反した者は1年間の出場停止

第8章 雑 則

(規約の改正)

第26条 本規約は、理事会出席者の3分の2の賛成によって改正する。

附 則

本規約は、平成8年4月21日より施行する。

平成8年6月16日一部改正

平成10年12月5日一部改正

平成20年9月14日一部改正

平成23年3月5日一部改正